

# あす 未来へ

発行/龍ヶ崎市 編集/総合政策部企画課  
〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地  
TEL 0297-64-1111(代表) 内線363 FAX 0297-60-1583  
URL <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>  
E-mail [kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp](mailto:kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp)



『竜鉄まいりゅう号でんしゃ教室』（関東鉄道・竜ヶ崎駅）

# 龍ヶ崎市政策情報誌

公共施設の新しいカタチを創造するために

P2~P5

平成27年度予算案の概要をお知らせします

P6~P7

龍ヶ崎市見守りネットワーク事業

「あんしん絆ネットワーク」を推進しています

P8~P9

「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」を制定しました

P10



2015.2  
第14号

# 公共施設の新しいカタチを 創造するために

■問い合わせ：資産管理課再生戦略グループ ☎内線 471

## この問題で考えられるシナリオは…

結論を先送りにして老朽化が進行し、公共施設の機能停止や崩壊が起こる！

全ての公共施設を更新しようと無理な借金をして財政破綻！

こうならないためにも、龍ヶ崎市は第三のシナリオを目指します！

早期に決断・対応して公共施設の機能を確保し、財政の悪化も回避!!

## 公共施設の更新問題とは

今後、一斉に更新時期を迎え、財源確保・役割の見直しが必要

公共施設の更新問題をご存知ですか。高度経済成長期に全国各地で整備されてきた数多くの公共施設は、築40年以上が経過し、今後は一斉に更新時期を迎えることとなります。

この財源の確保は厳しく、さらに少子高齢化、社会経済情勢の変化に応じた公共施設が担う役割の見直しが必要となります。これらを一体的に解決しなければ、公共施設は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予測されており、「公共施設の更新問題」と言われています。

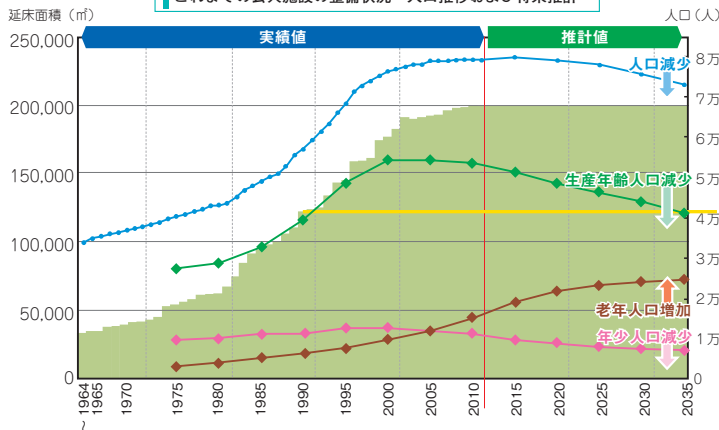
## これまでの整備状況・人口推移・将来推計は？

公共施設を集中整備した人口急増から一転、生産年齢人口は減少へ

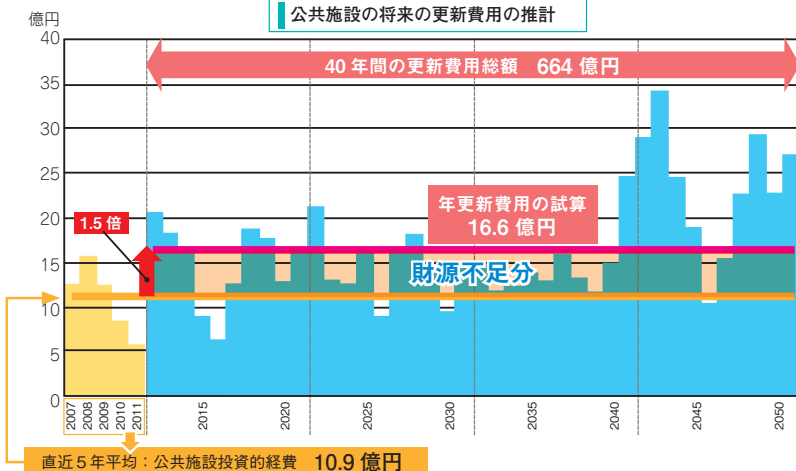
当市は昭和50年代後半から平成10年代前半の人口急増期に公共施設を集中的に整備してきました。

今後、人口減少・少子高齢化が進行し、主に税金を納める生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が、2035年には1990年とほぼ同じ約4万人に減少する推計です。1990年の公共施設の面積は、現在の3分の2しかありませんでした。

これまでの公共施設の整備状況・人口推移および将来推計



公共施設の将来の更新費用の推計



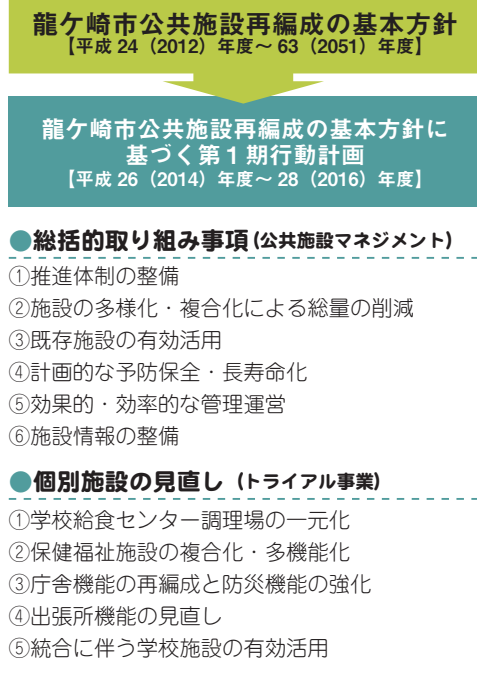
## 公共施設の将来の更新費用

今後40年間で約66.4億円

今あるすべての公共施設を今後40年間維持するための更新費用は、約66.4億円と推計されます。1年当たり16.6億円が必要となります。これは、現在の公共施設投資的経費の1.5倍です。すべての公共施設を現状どおり維持・更新することは困難と考えられます。



図1：行動計画の概要図



**行動計画の概要**

喫緊の課題となっている**10施設を对象として再編成に着手**

第1期行動計画の期間で、公共施設マネジメントの総括的取り組み事項の推進に加え、個別施設の見直しを行います。この個別施設の見直し

**行動計画の概要**

▼計画期間：平成26年度～平成28年度

**公共施設再編成の基本方針に基づく第1期行動計画の策定**

県内初となる**行動計画**

市民生活に欠かすことができない公共施設の機能を確保するためには、計画的な取り組みが重要となります。そこで、昨年9月に公共施設再編成の基本方針に基づく第1期行動計画（以下「第1期行動計画」といいます）を策定しました。

**新しいカタチとは**

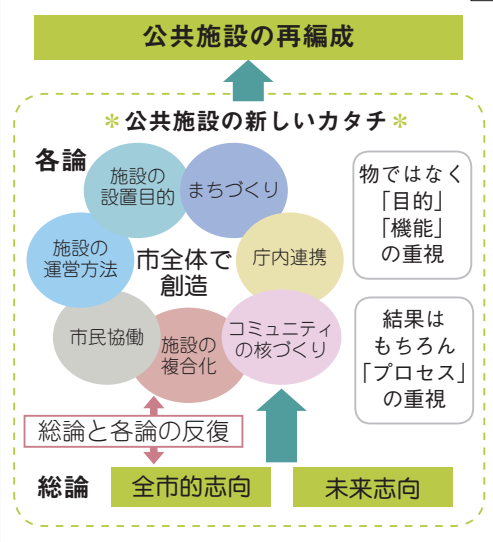
これまでの建物、目的、運営方法に**捉われない公共施設の創造**

第1期行動計画のサブタイトルは「公共施設の新しいカタチを創造するために」です。

新しいカタチとは、現在の目的や運営方法といった既存概念に捉われず、公共施設の機能、ありようについて市民とともに創造していくという、公共施設再編成における当市の基本的な考え方や姿勢です。

については、「トライアル事業」と位置付け、10施設を対象に機能の複合化や多機能化、さらに民間事業者のノウハウの活用など、公共施設再編成を推進するための具体的な手法を検討します。【図1 行動計画の概要図】

図2：公共施設の新しいカタチ



昨年4月、行政内部に公共施設再編成の専任組織として資産管理課を設置しました。これまで以上に、市民参加と情報共有に努めています。

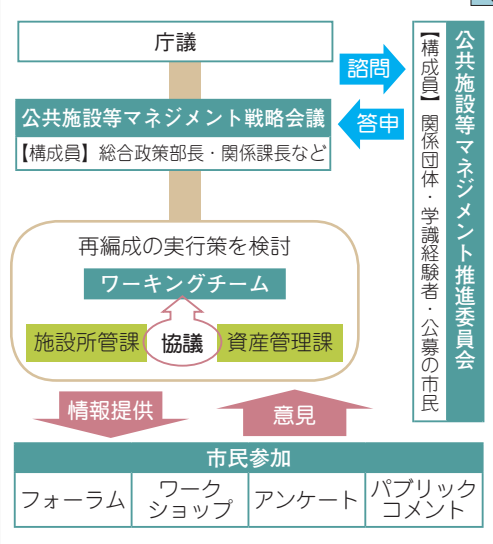
新しいカタチを実現するための第一歩として昨年11月には、第1期行動計画の情報の共有と市民参加の促進を目的に「公共施設再編成フォーラム」を開催し、約120人もの参加をいただきました。

専任組織の設置による**公共施設再編成の推進**

**市民参加と情報共有のために**

将来を見据えた議論を通じて、市民、行政がともに考え、行動するプロセスを重視した「新しいカタチ」を創造していくことを目指します。【図2 公共施設の新しいカタチ】

図3：公共施設再編成の推進体制



市民ワークショップの様子

【図3 公共施設再編成の推進体制】

また、昨年12月からはトライアル事業の一部（保健福祉施設の複合化・多機能化、出張所機能の見直し）について、市民ワークショップを開催しています。

本年1月、外部評価の役割を担う公共施設等マネジメント推進委員会を設置しました。

### 3 庁舎機能の再編成と防災機能の強化

#### ▶ 現状と課題

##### ① 本庁舎

築 40 年が経過（耐震補強工事など長寿命化済み）しています。業務拡大などにより事務スペースが手狭になっていることに加え、プライバシー重視の考え方からさらなる配慮が求められています。

##### ② 庁舎附属棟（選定の視点 4 「その他」）

築 25 年が経過し、老朽化の進行により対応を必要としています。その構造を考慮すると大規模改修をして長寿命化を図る建物とはいえません。

#### ▶ 方向性

本庁舎を事務スペースに特化します。平成 27 年 4 月から本庁舎 1 階北側を福祉の専門フロアにし、2 階会議室を事務フロアに転用します。会議室は新附属棟を建築して集約します。その際、震災などの非常時に災害対策本部として対応できる設備・備品を備えます。本庁舎の建替えではなく、老朽化した附属棟を建替え、機能を分担することでコストを抑制します。

#### ▶ スケジュール

本年度に本庁舎の改修と新附属棟の設計に着手します。来年度に新附属棟の工事に着手したいと考えています。



### 4 出張所機能の見直し

#### ▶ 現状と課題

##### ① 西部出張所（選定の視点 3 「利用者減少」）

築 28 年が経過しています。市民窓口課業務（戸籍届出、住民票の異動など）、納税課業務（市税などの収納）の利用は、年々減少しています。背景としては、各種税金の口座引き落としのほか、コンビニ納税および証明書のコンビニ交付など新たなサービスの普及が要因と考えられます。また、平成 28 年開始予定の番号（マイナンバー）制度により、利用者の段階的な減少が予想されます。

##### ② 東部出張所（選定の視点 3 「利用者減少」）

さんさん館の中にある複合施設で築 21 年が経過しています。西部出張所に比べると 6 割程度の利用となっています。

#### ▶ 方向性

本庁舎の窓口業務との役割を整理し、市民ニーズを踏まえ出張所機能を見直します。本庁舎で実施している休日、夜間の窓口開庁についても、出張所機能の見直しに合わせて検討していきます。

#### ▶ スケジュール

本年度から出張所機能の見直しを行っています。市民と関わりの深い施設であるため昨年 12 月から市民ワークショップを開催しています。



### 5 統合に伴う学校施設の有効活用

#### ▶ 現状と課題

##### ① 長戸小学校（選定の視点 4 「その他」）

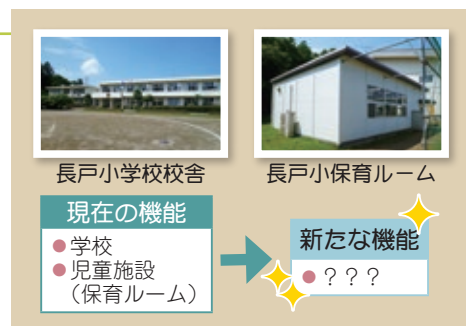
築 41 年が経過しています。長戸小学校は、平成 27 年 4 月に城ノ内小学校と統合することで用途は終了します。

##### ② 長戸小保育ルーム（選定の視点 4 「その他」）

築 10 年が経過しています。

#### ▶ 方向性・スケジュール

地域と意見交換をしながら、新たな活用方法や運営方法を検討します。来年度は、暫定利用として長戸コミュニティセンターの分館として活用します。



## トライアル事業の選定の視点

トライアル事業については、4つの視点から10施設を選定しています。

### 【選定の視点】

- ◎視点1「改修計画」→築年数が30年以上経過する施設または向こう5年間に大規模改修などを計画する施設
- ◎視点2「類似機能」→類似機能を持つ施設を複合化の組み合わせ対象とする施設
- ◎視点3「利用者減少」→利用者が減少・コストパフォーマンスが悪化傾向にある施設
- ◎視点4「その他」→上記以外の理由で優先的に検討する施設

## 1 学校給食センター調理場の一元化

### ▶現状と課題

#### ①第一調理場（選定の視点1「改修計画」/視点2「類似機能」）

築31年が経過し、施設・設備類ともに「学校給食衛生管理基準」への適合が課題です。

#### ②第二調理場（選定の視点1「改修計画」/視点2「類似機能」）

築16年が経過し、厨房機器は耐用年数を超えて更新が必要な状態のうえ、建物内外部も老朽化による劣化が顕在化しています。

### ▶方向性

調理業務を続けながらの大規模改修は難しく、同一敷地内での再配置は敷地面積の問題で不可能です。このため、別敷地への移転・建替えを計画します。建替えにより衛生環境が改善し、新たにアレルギー除去食に対応するなど給食センターの機能強化が可能となります。

PFI（民間企業を活用した社会資本整備の手法）など、民間活力の導入について検討します。

### ▶スケジュール

本年度から来年度にかけてPFI導入を含む基本構想を作成していきます。



## 2 保健福祉施設の複合化・多機能化

### ▶現状と課題

#### ①保健センター（選定の視点1「改修計画」/視点2「類似機能」）

築32年が経過し、事業の質量両面の増加によりスペースが不足していることに加え、バリアフリーに対応していないなど機能面で利用者に不便をきたしています。

#### ②総合福祉センター（選定の視点1「改修計画」/視点2「類似機能」）

築25年が経過し、空調・給湯設備をはじめ施設の老朽化が進行しています。

#### ③地域福祉会館（選定の視点1「改修計画」/視点2「類似機能」）

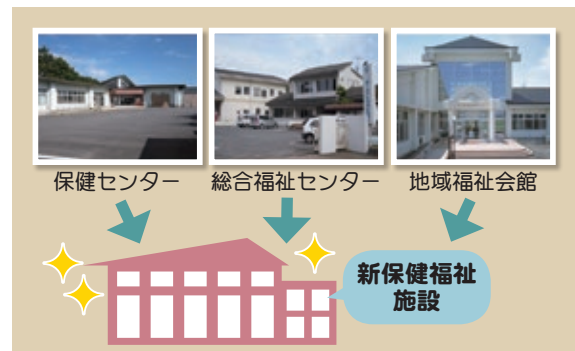
築33年が経過し、建物内外部ともに老朽化による劣化が顕在化しています。

### ▶方向性

保健と福祉に関する相談やサービスの総合的・一体的な提供を目的に、施設の複合化・多機能化を目指します。複合化にあたっては、民間事業者が提供するサービス（入浴や高齢者デイサービス）なども考慮して機能を整理します。

### ▶スケジュール

本年度から複合化方針や再編成の実行策を検討します。市民と関わりの深い施設であるため、昨年12月から市民ワークショップを開催しています。





# 2015 年、新たな 60 年のまちづくりスタート

## 平成 27 年度予算案の

## 概要をお知らせします

■ 問い合わせ：財政課財政グループ ☎ 内線 358

国は昨年末、人口減の克服と将来展望を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後 5 年間の具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定しました。当市においても、平成 27 年度中に「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、安定した雇用の創出、若い世代の結婚・出産・子育て支援、安心なくらしを守る地域づくりなどの具体的施策を進めていきます。平成 27 年度予算は「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」のこれまでの取り組みを評価しながら市民活動日本一および子育て環境日本一をはじめ、安心安全な生活環境づくりなどの取り組みを進め、さらに当市の認知度向上と定住促進にも留意した予算編成を行いました。

### 当初予算(表①)

#### 初の 400 億円突破

平成 27 年度の当初予算は、一般会計が 237 億 1600 万円、特別会計が 172 億 530 万円、すべての会計で昨年より増となり、総額では 409 億 2130 万円となりました。

### 一般会計歳入の状況(グラフ①)

#### 市税 100 億円に届かず

市の基幹収入である市税は、給与所得者の減による個人所得割の減収や評価替えによる固定資産税の減収を見込んだ結果、3 億 1600 万円(3.1%)減の 97 億 2700 万円となり、100 億円の大台を割り込むこととなりました。一方、地方交付税は、市税の減収見込みや新規事業開始に伴う需要額の増加を勘案

### 一般会計歳出の状況(グラフ②)

#### 民生費が突出、歳出全体の 4 割を占める

し、2 億 700 万円(7.2%)増の 30 億 8000 万円となりました。また、4 月から開始される子ども・子育て支援新制度や生活保護費をはじめとした社会保障関係費の伸びなどにより、国県支出金が 3 億 5200 万円(7.7%)増の 49 億 1600 万円となりました。なお、繰入金金は 2 億 1000 万円(58.7%)増の 5 億 6800 万円ですが、財源不足による財政調整基金の繰入額は、前年度と同額の 3 億円に留めることができました。

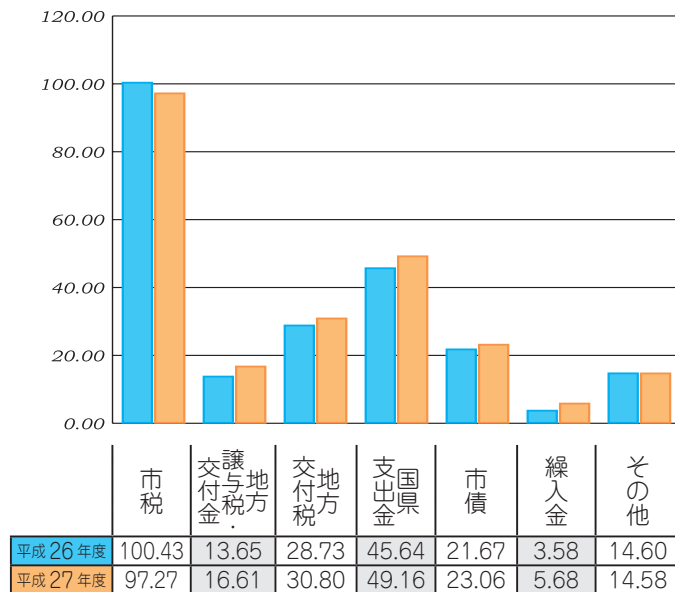
歳出は、子ども・子育て支援新制度の開始や生活保護や障がい者支援などの社会保障関係費の伸び、介護保険や後期高齢者医療などに係る特

表① 予算総括表

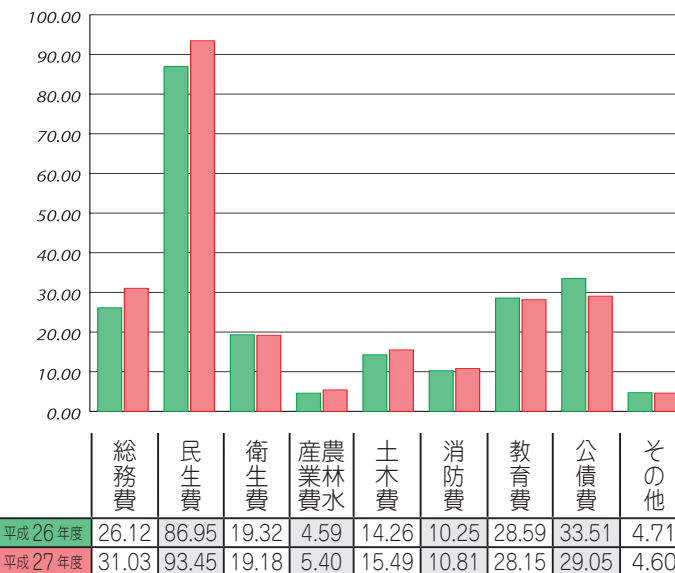
(単位:円)

会計別	平成 27 年度	平成 26 年度	比較	増減率	
一般会計	237 億 1,600 万	228 億 3,000 万	8 億 8,600 万	3.9%	
特別会計	国民健康保険事業	90 億 7,900 万	78 億 8,100 万	11 億 9,800 万	15.2%
	公共下水道事業	22 億 2,000 万	20 億 4,740 万	1 億 7,260 万	8.4%
	農業集落排水事業	6,190 万	5,980 万	210 万	3.5%
	介護保険事業	46 億 7,000 万	43 億 6,200 万	3 億 800 万	7.1%
	障がい児支援サービス事業	3,640 万	2,730 万	910 万	33.3%
	後期高齢者医療事業	11 億 1,550 万	10 億 9,400 万	2,150 万	2.0%
	介護サービス事業	2,250 万	1,680 万	570 万	33.9%
特別会計合計	172 億 530 万	154 億 8,830 万	17 億 1,700 万	11.1%	
総計	409 億 2,130 万	383 億 1,830 万	26 億 300 万	6.8%	

グラフ① 一般会計歳入の状況 (単位：億円)



グラフ② 一般会計歳出の状況 (単位：億円)



●安心・安全な生活環境づくり

LED 防犯灯設置工事 (地区内約 7,000 基)	1 億 2,582 万円
除雪費などの大雪対策	248 万円
消防団活動の充実 (団員の処遇改善 報酬・出勤手当)	2,201 万円
水槽車の配備・消防車の更新	6,028 万円
生活困窮者自立支援事業	759 万円
塗戸町急傾斜地崩壊対策事業 (県事業への負担金)	65 万円
交差点や公園への防犯カメラの設置★	621 万円
乳幼児およびアレルギー対応備蓄品の充実★	88 万円
避難所対応屋内用間仕切りテントの購入★	228 万円

●公共施設・インフラの整備

庁舎新附属棟建設工事	1 億 9,769 万円
湯ったり館空調設備更新および都市ガス導入工事	6,530 万円
小中学校体育館等非構造部材耐震化工事	1 億 1,059 万円
PFI 導入可能性調査 (給食センター)	659 万円
文化会館外灯改修工事	1,463 万円
たつのごフィールドバックスタンド等建設工事	7,045 万円
公共施設等総合管理計画の策定★	1,534 万円

別会計への繰出金の増加で、民生費が 6 億 5,000 万円 (7.5%) 増の 93 億 4,500 万円、一般会計歳出のうち 39.4% を占めています。

また、総務費は、庁舎新附属棟建設や地区内の LED 防犯灯設置工事などの新規事業により 4 億 9,100 万円 (18.8%) 増の 31 億 3,000 万円となっています。

公債費は、平成 16 年度に借り入れた減税補てん債など、大口の償還が終了したことにより、4 億 4,600 万円 (13.3%) 減の 29 億 5,000 万円

となりましした。

また、国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、地域の消費喚起や活性化のための大型プレミアム商品券の発行や、地方創生策の一部を先行実施するため、平成 27 年度予算の一部を前倒して平成 26 年度補正予算に計上しました。

平成 27 年度の主な事業

★は平成 26 年度補正予算計上の前倒し事業

●にぎわいの創出と定住促進

佐貫駅周辺地域整備基本構想策定	600 万円
佐貫駅東口ロータリー交通調査・解析等	1,000 万円
新都市拠点開発エリア事業化調査	1,500 万円
若者・子育て世代住宅取得補助★	2,502 万円
地方版総合戦略策定★	1,000 万円
龍ヶ崎市観光大使の創設★	100 万円
駅前イルミネーション事業★	200 万円
龍ヶ崎コロッケ日本一事業★	200 万円
観光案内板・市民遺産説明板の設置★	263 万円
道の駅整備基本構想策定★	626 万円
大型プレミアム商品券の発行★	1 億 400 万円

●教育・子育て環境の充実

子育て支援コンシェルジュの配置	221 万円
子ども・子育て支援新制度	16 億 1,608 万円
39 歳以下の生活習慣病健診の実施 (35 歳は無料)	400 万円
長戸地区スクールバスの運行	1,116 万円
英語指導助手 (AET) の充実	2,643 万円
長山小・久保台小保育ルーム空調機増設工事	569 万円
移動式赤ちゃんの駅の整備★	64 万円
こどもまつり開催★	138 万円

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

龍ヶ崎市見守りネットワーク事業

# 「あんしん絆ネットワーク」 を推進しています



■問い合わせ：社会福祉課社会福祉推進グループ ☎内線 272

現代は、少子高齢化や核家族化、人間関係の希薄化などにより、ともすると地域から孤立してしまう方が増える傾向にあります。

このような状況を踏まえて市では、高齢者や障がい者などのいわゆる要援護者の方々が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成25年1月に龍ヶ崎市見守りネットワーク事業「あんしん絆ネットワーク」を立ち上げ、地域住民、民生委員・児童委員、事業所関係機関などとの連携協力による見守り活動を展開しています。

## 1 活動の基本は「ゆるやかな見守り」

龍ヶ崎市見守りネットワークの特徴は、協力事業所や協力者の皆さんが、普段の生活や仕事の中で、地域の方について気がかりなことがあった場合に、市に連絡をしていたかどうかという「ゆるやかな見守り」であることです。義務や特定の役割を担っていたくものではありません。

## 2 ネットワーク協力事業所・協力者数が拡大

龍ヶ崎市見守りネットワークは当初、33の団体や事業所と、警察署などの関係機関とともに発足しました。その後も多くの事業所などの賛同を得て、現在では、133の協力事業所と、232人の市民の方々に協力者として登録いただいています（平成26年12月末現在・グラフ①）。今後「ゆるやかな地域の目」を増やすよう努めます。

## 3 市への見守り情報提供件数が増加

事業開始から約2年。事業開始当初の平成25年度は、1年間で市に寄せられた見守りに関する相談や連絡が26件でしたが、平成26年度はすでに30件を超えました。

要援護者の増加もありますが、見守りネットワーク協力者の拡大や、見守り活動への意識の高まりも、情報提供の増加につながっているのではないかと考えられます。

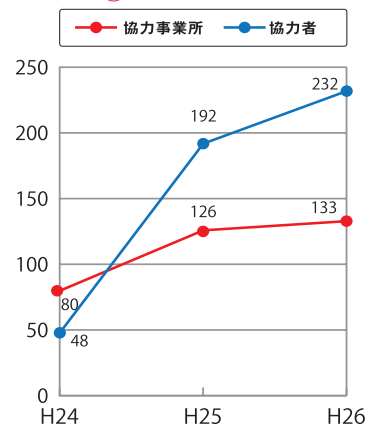
## 4 寄せられた情報への市の対応

市では、協力者などから情報提供を受けると、対象者の現状把握や親族との連絡調整を行ったり、必要に応じて福祉サービスや関係機関につないだりするなどの対応をします。寄せられる情報の多くは「最近姿を見かけないので心配」「新聞がたまっていくけれど大丈夫？」など、

### 龍ヶ崎市見守りネットワーク Q&A

- Q1** 協力者、協力事業所になるにはどうすればいいですか。  
**A1** 社会福祉課が高齢福祉課の窓口へ所定の登録申請書を提出していただきます。随時募集しています。  
**Q2** 見守りの対象者は、高齢者だけですか。  
**A2** 高齢者だけではなく、障がいのある方や、児童生徒、乳幼児なども含まれています。  
**Q3** 気づいたことがあったらどこに連絡すればいいですか。  
**A3** 平日の午前8時30分から午後5時15分は、社会福祉課（直通）☎60-1528へ、夜間や土・日・祝日は、市役所代表☎64-1111までお願いします。

グラフ①





相手の安否を気遣うものでしたが、他にも「帰り道が分からなくなった高齢者を保護した」「ご近所さんの顔に気になるあざがあった」など、徘徊による行方不明や暴力による虐待への早期対応につながった例もありました。

5 「自助」「共助」の醸成に期待

市では、要援護者向けの災害対策や健康対策、各種福祉サービス、相談援助業務など、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな取り組みを行っています。今後もそれらを一層充実させるのはもちろんのことですが、行政サービスで補えることは限りがあります。

地域で暮らしていく上でさらに安心を高めるためには、自らが自分を守る行動に努めるなどの「自助」や、地域住民同士が地域のことに関心を持って互いに協力するなどの「共助」が欠かせません。

見守りネットワークの推進を通じて、住民同士や地域のことへの関心が高まることで、自助や共助が醸成されることに期待が寄せられます。

龍ヶ崎市見守りネットワークイメージ



▲成井健さんの講話

昨年10月、文化会館小ホールで見守りネットワーク協力事業所と協力を対象にした意見交換会を行い、26の協力事業所と57人の協力者の方が集いました。

意見交換会では、市からこれまでの見守り実績を報告した後に、協力者の一人である成井健さんに、ご自身の家族介護の視点から見た地域の見守りについてお話をいただき、地域の方からの声かけのありがたさや、行政のみならず住民自らがネットワークを築いていくことの大切さが語られました。

また、関係機関のひとつである竜ヶ崎警察署生活安全課の丸田克弘課長から、寸劇を交えた講話をいただきました。その中で、街で見かけた

「龍ヶ崎市見守りネットワーク事業意見交換会」を開催しました



▲竜ヶ崎警察署による寸劇

ら気に留めてほしい方の特徴や、その方に声をかける際の注意点などについてお話をいただきました。

参加者からは、今後の活動の参考にしていきたいという感想が多く寄せられました。

要援護者への声かけのポイント！

- ① 声かけは、目を見て、はっきりと。
- ② 1人で対応が難しい時は周囲に頼む。
- ③ 無理に引き止めない。取り囲んだりしない。
- ④ 安全な場所に移動させてから対応する。

# 「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」を制定しました

■問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 363

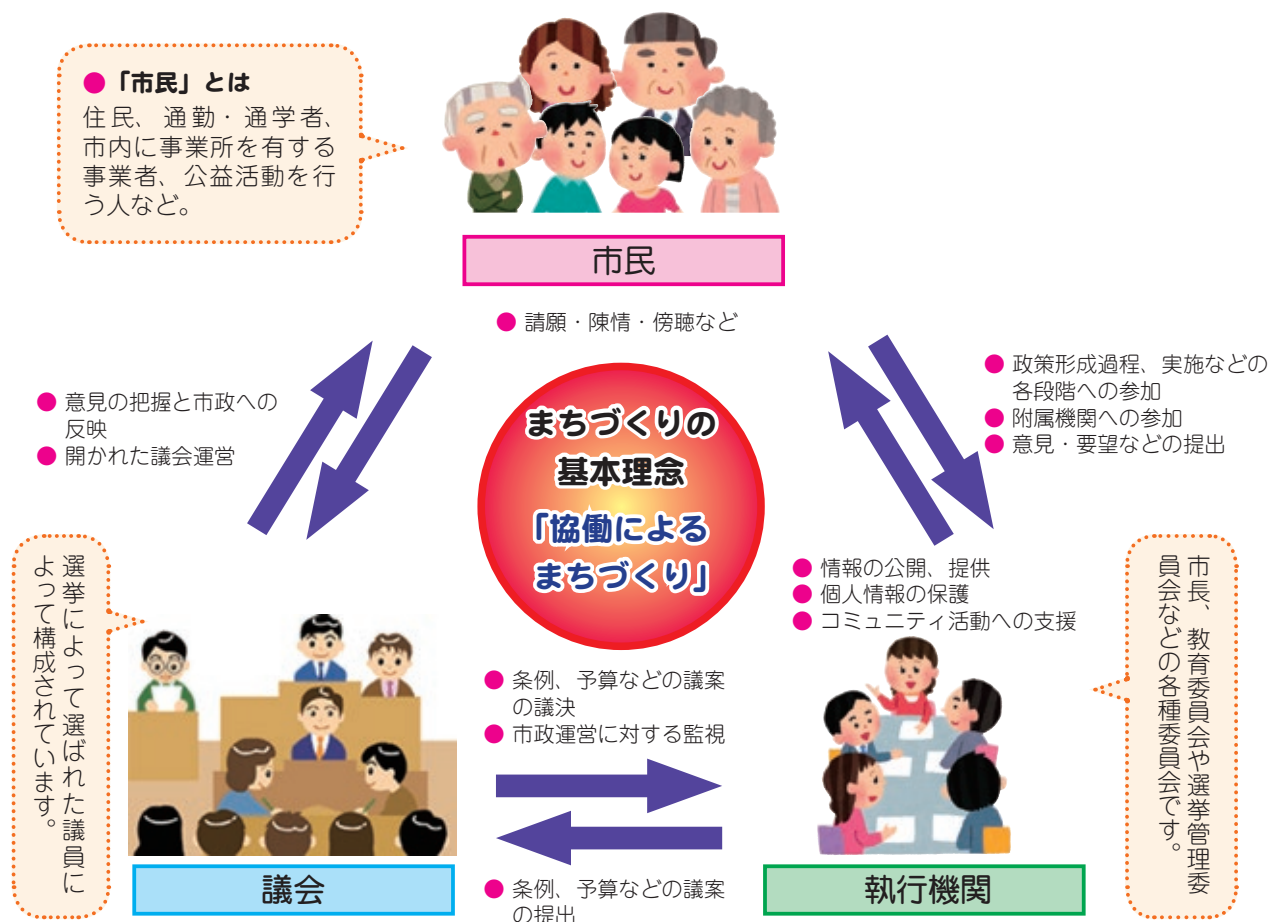
平成 24 年度から 2 年 9 カ月にわたり、市民の皆さんの参加をいただき策定に取り組んできました「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」が昨年 12 月に開かれた市議会定例会において、賛成多数により可決され、同 25 日に公布しました。

この条例は、龍ヶ崎市を暮らしやすい、より良いまちにするために、市民の皆さんの主体的なまちづくりへの取り組みを応援し、市民・議会・執行機関が連携、協力してまちづくりを進めていくための基本的な考え方やルールを定めるものです。現在、本年 9 月 1 日の条例施行に向け、本条例に関連する他の条例などの見直し作業を進めています。

## 条例制定の取り組み

条例の制定にあたっては、はじめに、市民・議会・執行機関のそれぞれが、自らの分野について、条例に盛り込むべき事項とその考え方、いわゆる「骨子」を作成しました。その後、各主体で作成した「骨子」を集約し、条例の基本的な事項を定めた「条例素案」における市民説明会や、パブリックコメントによる意見募集などで、多くの市民の皆さんのご意見などをお聴きしながら、修正を重ねて条例を策定しました。本条例は、市民・議会・執行機関の 3 者の協働によって完成したものです。

## まちづくり基本条例が目指すまちづくりの仕組み



今後、本条例の趣旨や考え方に対する理解を深めていただくため、さまざまな機会を通じて、市民の皆さんへの普及啓発に取り組んでいきます。その一つとして、「シンポジウム（有識者による講演会）」を 8 月頃に開催する予定です。シンポジウムの日程などについては、今後発行する広報紙『りゅうほー』や市公式サイトでお知らせします。なお、これまでの取り組みの経過や詳しい条例の内容（条例逐条解説）については、市公式サイトや公共施設（コミュニティセンターなど）でご覧いただけます。